

境港ペーロン競漕ルール

1. 資格について

- (1) 年齢 本大会に出場する選手は原則として中学生以上とする。
但し、当協会が別に定める基準により許可したときはこの限りではない。
ジュニアレースにおいては小学生を対象とし、漕手に大人6人が乗船するものとする。
- (2) 登録 各参加チームは事前にメンバーを登録しなければならない。それ以外の選手の出場は原則として認めない。緊急の交代が必要な時は担当の競技役員承認を得なければならない。
複数チームの重複出場は一切認めない。(但しジュニアの漕手、太鼓及び、ジュニア、レディースの舵手は除く)
中学生チームについては漕手のみの登録とし太鼓、舵手は当協会より派遣する。尚、銅鑼、艇長は漕手登録の者をもって充てることのできる。

2. 安全対策について

- (1) 泳力 参加者は自己の泳力に係わらず当協会の貸与するライフジャケットを着用しなければならない。
- (2) 乗船 選手は素足で乗船しなければならない。(但し舵手についてはマリンシューズの着用を認める)
- (3) 禁酒 飲酒した選手はレースに出場することを認めない。以上の確認と責任はチームの代表者が負うものとする。
- (4) 名簿 チームの代表者はレース毎に所定の乗船名簿を提出しなければならない。レース終了後は乗船名簿により全員の安全確認をするものとする。
- (5) 退艇 「著しく安全を害す」「統率を乱す」など競漕委員会の判断により、競漕委員会は一部若しくは全員の退艇を命じることができる。
- (6) 定員 漕手26名から20名、太鼓・舵手各1名が必ず乗船する。尚、銅鑼・艇長各1名の乗船は、任意とする。

3. レースについて

- (1) 招集 各チームは出漕レースの2レース前までに配艇場に集合し、乗船名簿を提出し、直ちに乗船出来るように待機しなければならない。
- (2) 舵手 やむを得ない事由により舵手が居ない場合、当協会に舵手派遣を要請しなければならない。この要請をしたチームはレース結果に対し、当協会に抗議することを認めない。
- (3) 走路侵害 走路侵害を犯したチームは速やかに安全圏内に移動しなければならない

い。レースを続行するか否かは審判艇の指示に従うものとする。

(4) 転覆事故

レース中転覆事故が生じた時は、直ちにレースは中止される。出場チームは自己の安全を保持しながら、救助活動に努めなければならない。

4. 抗議について

レース終了後の抗議は一切認めない。

5. 事故、ケガ等について

レース中の事故、ケガ等について当協会は応急処置を行うものの、その後の処置については参加者本人が自己責任において決定するものとする。保証の範囲はスポーツ保険の保証の範囲以内とし、当協会は、これを超える責任は一切負わない。

6. その他

競漕委員会の定めるところによる。

※平成22年度一部改正